水と緑　人のいきかう　高島市

高島市議会だより

第99号

令和7年3月定例会

代表質問 …… 2
一般質問 …… 8
委員会報告 …… 19
審議結果 …… 22

代表質問
市民クラブ すばる
髙木 広和 議員

新年度予算と高島市政の課題について

問 **厳しい財政運営になると想定するが、どのように分析され、どのような財政運営をされるのか**

答 **これまでの事業を見直して支出を削減し、費用対効果を向上させるとともに、行財政改革に取り組んでまいります**

問 市の財政状況について、市の歳入は、市税をはじめ「自主財源」は僅か3割程度であり、残り7割は地方交付税をはじめ市債などの「依存財源」といった状況である。

一方、歳出は、人件費をはじめ、法令に基づいて必要となる扶助費や、地方債の返還にかかる元利償還金などの公債費といった、義務的な経費が4割以上（47・4％）を占めており、今後人件費や社会保障関連経費の増加によって、その割合も増えると懸念している。

町村合併後、交付税措置が約70％もある合併特例事業債を発行でき、最終年となる今年度は12月補正時点では36億7200万円の発行を予定されているが、この有利な起債も6年度で終了し、令和7年度予算からは、これまで以上に厳しい財政運営になると想定されるが、この状況をどのように分析され、今後どのような財政運営をされるのか伺う。

答 **市長**

合併後、非常に有利な地方債である合併特例事業債の発行がいよいよ今年度で満了し、たちまち30億円以上の財源が失われるため、令和7年度以降は財源の確保が大きな課題となっています。これまでの予算規模を今後も継続した場合は、基金の取り崩しや起債の増加によって、数年後には極めて厳しい財政状況に陥ることが予測されます。

このような厳しい状況の中、支出の見直しは必須事項で、これまでの事業を見直して支出を削減し、費用対効果を向上させるとともに、行財政改革に取り組んでまいります。

また、現在の長期財政計画は、このような厳しい状況が十分に反映されていないため、令和7年度に改訂して市民の皆様にお示しいたします。

問　長期財政計画を改定すると答弁があったが、高島市の今後の財政の見通しについての考えは。

答　市長

特に令和5年度と令和6年度の歳出が大幅に膨れ上がっております。令和7年度については、骨格予算ですら長期財政計画における歳出額よりも大きく上回っており、政策的な予算を捻出することも厳しいといった状況でございます。長期財政計画をしっかり改訂して、市民の皆様にお示しをしてまいりたいと考えております。

問　厳しい財政収支と捉えるが、支出の見直し、削減についてはどうか。

答　市長

膨れ上がった歳出に対応するためには、市債の発行と基金の取り崩しということになりますが、これまでのような有利な条件の市債ということが乏しくなりますので、将来の負担を増大させることになってしまいます。

このため、これまでの事業の見直しを含めて、支出の削減について財政当局だけではなく、全庁挙げて危機感を持って取り組んでいかなければならないと考えております。

問　市長が公約で掲げられた様々な政策や施策を実行していくための、大まかなスケジュール、また政策、施策の優先順位をどのように考えているのか、現時点での思いを伺う。

答　市長

「緊急課題」として直ちに取り組む必要がある、いちご農園補助金未返還事案につきましては、市長直轄のプロジェクトチームを発足させたところです。「新しいごみ処理施設の整備」につきましても担当部局と協議を進めるなど、3つの緊急課題の解決に向けた取り組みを始めています。

また、「新しい高島をつくる7つのビジョン」の実現に向けた各種政策を進めるために、令和7年度早々から担当部局や関係機関および関係者との協議を始めるとともに、実施体制づくりに着手いたします。

このように、3つの緊急課題と7つのビジョンの実現について、必要な協議や取り組みを速やかに進めるとともに、国や県、民間事業者など関係者の方々と協議が整い次第、令和7年6月議会から順次予算化し上程してまいります。

問　新しい高島を作るための実施体制づくりなどはどう進めるのか。

答　市長

7つのビジョンを実施するためのまちづくりや、営業に関する新しい部署の設置に向けて具体的な検討を始めたいと考えております。さらに市民や民間事業者と一緒になってまちづくりをすることが重要であります。

代表質問　真志会　**澤本 長俊** 議員

市長発信の三つの緊急課題について

問 JRに対し市長として独自に施策、方法を持っておられるのでは

答 積極的につながりに行くということを進めたいと思っています

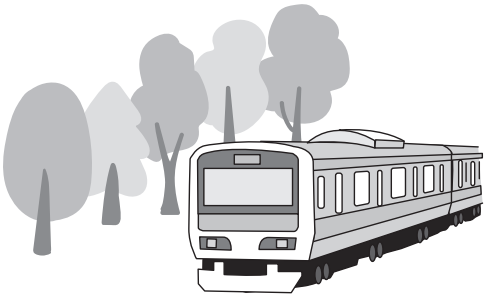

問 緊急課題に挙げて、JR西日本に働きかけていくとのことだが、どのように働きかけていくのか。

答 市長

これまでの湖西線利便性向上プロジェクト推進協議会としての活動に加えて、私自身が積極的にJR西日本や県、専門技術者等との意見交換、要望活動を展開することで、関係各所とのつながり、関係性を強化していきたいと考えています。

問 市長として独自に施策、方法を持っておられるものと思っていたがそうではないということか。

答 市長

積極的につながりに行くということを進めたいと思っています。

問 いちご農園補助金未返還事案について、市長は以前「補助金を先に支払うことは考えられない、ありえない」とおっしゃっておられたが、今後は、全ての補助金の支払いについて、どのようにされていくのか。

答 市長

案件ごとに可否を判断しなければならないと認識しており、今後も概算払いが必要と判断した場合は、適切に支払いの対応をしてまいります。

JR湖西線の強風対策について、これまで改善に向けての要望を続けてきたことも要因の一つかと思うが、2月1日から、AIによる強風予測の精度を強化され、近江今津駅まではだいぶ改善されたのではと感じている。しかし、近江今津駅以北については、改善されたとはとても言えない状況となっている。

問　刑事面での対応が必要とのことだが、直ちに刑事告訴されるのか。

答　市長

これまでも刑事告訴を視野に入れた対応が行われてきましたが、客観的な証拠が集まっておらず、刑事告訴する段階に至っていない状況です。今後、情報収集など刑事告訴に向けた作業を行ってまいりますが、刑事告訴については、今しばらくお時間をいただく必要があります。

問　新しいごみ処理施設の建設について、施政方針では、建設規模やコスト、工程に触れられ、建設地については、泰山寺で進められているとだけ発言されているが、新ごみ処理施設の建設は、泰山寺で建設すると考えてよいか。

答　市長

現環境センターの場所で建て替える場合とのコスト比較をしながら、建設規模の見直し等によるコストダウン等を検証し、改めてお知らせします。

問　コスト比較は今まで市が保有する資料を精査するのか、それとも新たにコンサル等に依頼するのか。

答　市長

新たに予算計上して、コンサルタントを入れて積算するということは考えていません。

問　市が保有するコストに関する資料は、これまでに公表されているし、市長も確認されているのではないか。

答　市長

改めてもう一度検証していきたいということです。

問　当初予算にも泰山寺での計画関連予算を計上されているが、これをストップすることによるリスクは、しっかり捉えていただいているか。

答　市長

ストップすることによるリスクはしっかりと認識しています。

問　当初予算を計上しただけで、執行しないということか。

答　市長

できるだけ当初予算の執行に影響のないスケジュールで検討したいと思います。

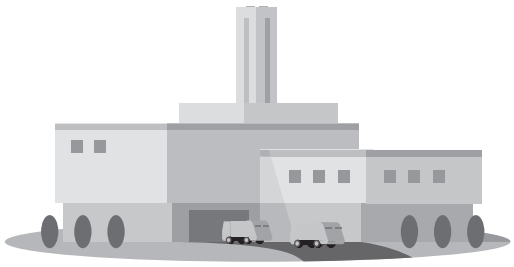

問　どこで建設するかの判断を延ばせば延ばすほど市の負担が増えていくということは理解されているか。

答　市長

市に負担が増えないように、補助金の関係もございますので、延ばさないようにしながら検討させていただきます。

問　防衛省の補助金について、同じごみ処理施設という名目であっても、計画自体が大きく変化したらその事業は新たな計画になるという認識をしていただいているのか。

答　市長

例えば、現環境センターの場所に建て替えるといった変化が生じた場合は、当然基本計画も含めて補助金申請も全て新しくしなければならないと認識しています。

代表質問
日本共産党高島市議団
森脇　徹 議員

いちご補助金未収課題について

問 補助金等適化法違反も視野に入れた刑事告訴の方向なのか

答 ご意見のことも十分参考にし、あらゆる可能性を考慮しながら刑事告訴に向けて材料を集めてまいりたいと考えております

今城市長はいちご補助金未収課題で新たにプロジェクトチームを立ち上げ事実解明に踏み出された。

問 新チームはどのような基本方針をもつか。

答 市長
市長直轄の補助機関として設置し、補助金未返還事案に係る刑事告訴に向けた資料収集について指示をいたしました。

問 新チームの編成におき、刑事告訴を前提にするなら、弁護士に入っていただく必要があるのではないか。

答 市長
ご指摘のように刑事告訴に向けては専門的な知識が必要であり、既にプロジェクトチームにおき弁護士を交えた協議も実施していますが、今後、複数の弁護士含めた専門チームにする体制を検討していきたいと考えております。

問 補助金の回収をどう指示するのか。

答 市長
まずは顧問弁護士を通じて、相手方の財産調整を行うことが必要であると考え、判決が出た2月20日に既に顧問弁護士に指示しています。今後のスケジュール等については、早急に検討してまいります。

問 債権回収は委任契約をされているが、内容に成功報酬の事項があった。債権回収は最後まで徹底してやっていただく契約になっていると理解して良いか。

答 市長
契約内容も顧問弁護士と協議しながら、差し押さえ等の法的措置も含めて話し合いながら進めていきたいと考えております。

問 前市長の概算払いの支出命令について、どのような認識か。

答 市長
現在のところは適正であることを説明できるだけの根拠や材料に乏しく、このような概算払いをすることは考えにくいと認識しております。

今後の対応としては、概算払いを行った理由や背景等について慎重に調査し、検証していきたいと考えております。

問　市民が前市長を訴えた「3億7375万円の支払いに瑕疵あり。前市長に賠償請求する」旨の行政訴訟をどう受け止めているか。

答　市長

概算払いの法の適否は訴訟中ですので裁判に委ねざるを得ませんが、原告の方々をはじめとする多くの市民の怒りの声を深刻に受け止めています。

問　補助金適化法違反も視野に入れた刑事告訴の方向なのか。

答　市長

現在どのような方向にするかは、決まっておりませんが、ご意見いただいたようなことも十分参考にして、あらゆる可能性を考慮しながら刑事告訴に向けて材料を集めてまいりたいと考えております。

問　共産党議員団と有志の議員で補助金適化法に基づく告発が可能か、書類を添付し捜査当局と相談している。こうした資料を提供することができるので、提供する場をもってもらうことは可能か。

答　市長

今回の情報収集につきましては、市内部での聞き取りも重要ですが、市だけで解決できる問題でなく、市民の方々と一緒に解決していくということが大事であると思いますので、お持ちの資料も含めまして証拠となるような書類でしたら、情報提供をお願いできたら大変ありがたいと思っております。

現消防救命本署分遣所を堅持した「高島市消防救命力の適正基本計画（仮称）」を提唱したい

問　第2期公共施設再編計画にマキノ救急分遣所の集約化の検討を行う方針が含まれているが、市長は市消防救急政策をどう定め、基本方針にしているのか。

答　市長

市民の生命・財産を守るため、専門的な知識の修得や高度な訓練を重ね、質の高い消防・救急・救助活動をめざし、災害時に備えるとともに、施設・設備の適切な維持管理を行い法に定められた責任を果たしていきたいと考えています。マキノ救急分遣所は本再編計画に位置付けられていますが、現在は統廃合できる状況では無く、当面は実施するべきではないと考えております。

問　市の消防救急機能をどこまで高めるのか。

答　市長

消防機能を維持継続する施設・設備の計画的更新、人材育成や技術向上、救急救命処置ができる人の養成、消防団員の育成確保等により、その機能の維持・向上を図ってまいりたいと考えています。

問　市と消防本部の信頼を揺るがす出来事があったが、市民の信頼を回復するための考えは。

答　市長

組織として市民に答えていくためにも、より働きやすい職場作りや、課題があれば、前向きに改善するよう努めていきたいと考えています。

その他の質問

- 饗庭野演習場における榴弾砲実弾の弾着不明事案にどう対応するか
- 呼び込み型企業誘致のとん挫から、教訓をどう学ぶのか

是永　宙 議員

開発行為にあたって環境配慮ができているか

問 産業用地開発事業においての周辺にある湿地保全の考え方は

答 湿地の生物調査をされている市民や専門家および県などの協力も得ながら可能な限り把握します

問 湖北バイパス事業や滋賀県の産業用地計画実施による西浜地先湿地への影響と環境に配慮した施工についての見解は。

答 都市整備部長

湖北バイパス事業は、自然環境に直接的に影響を及ぼすことはないと滋賀国道事務所から聞いています。工事施工にあたっては自然環境への負荷をできる限り軽減できるよう求めます。

答 商工観光部長

西浜地先の湿地帯は、産業用地開発事業候補地から湖西線を挟んだ北方面の山裾に位置しています。希少な動植物が生息する地域で「高島市海津・西浜・知内の水辺景観」保存活用事業報告書においても紹介されています。こうした諸条件などを専門的な知見による評価も踏まえ、必要に応じて環境や地域社会への配慮がなされると考えています。

問 「自然共生サイト」の手法をつかって、産業用地周辺の湿地の保全を進めてはどうか。

答 環境部長

産業用地の周辺に存在する湿地において、保全すべき区域を指定し、整備することへの必要性については、希少種等の保全を所管する国や県などの関係機関に意見を聞くなど、情報収集に努めてまいります。また、こうしたことを踏まえ「自然共生サイト」を活用した取り組みを、主体的に進められる企業や団体がおられましたら、協力するよう努めます。

問 保全すべき区域の設定や整備の必要性の判断は誰が行うのか。

答 環境部長

県と市で総合的に判断するものと考えてございます。

問 産業用地開発事業においての湿地保全の考えを市長に問う。

答 市長

希少種等が生息・生育する湿地については、種そのものを保全するだけではなく環境を保全することが重要であると考えます。

西浜地先の湿地における希少種等の生息・生育状況および、その生息環境について調査をされている市民の皆様や専門家および県などの協力も得ながら、可能な限り把握したいと考えます。

その他の質問

- 「みどりの食料システム戦略」の取り組みについて

福井 節子 議員

いちご農園補助金問題の事実解明を

問 告発文書を関係者が県庁に持ち込み、県は市に連絡をしたと聞くが、その事実は確認できるか

答 確かに県から市に郵送されたことを確認しており、市の顧問弁護士にお渡ししています

私の手元には、施工関係者から届いた告発文書、2つの見積書・県の公開文書、横浜地裁の訴訟記録などがある。横浜地裁の訴訟記録は、補助事業者であった㈱風車と、建設施工事業者であった㈱COSMOとの係争資料だ。この資料は重大で重要な資料であり、これを前提に質問する。

問 告発文書を関係者が県庁に持ち込み、県は市に連絡をしたと聞く。その事実は確認できるか。また、どの様に取り扱ったか。

答 農林水産部長

当該文書については、確かに県から市に郵送されたことを確認しております。文書については、市の顧問弁護士にお渡しし、現在、市にはございません。

問 党議員団は関係者から告発を受け、それに伴う資料を受け取った。真意を確認するため、弁護士を伴い告発者と面談した。「いちご農園補助事業の詐欺的行為に加担してしまい、詐欺幇助に当たるのではないかと自責の念にある」と、二重契約書やお金の還流があったことなどを詳細に語られた。県の指示を受け、告発者が市へ命がけで届けようとされた資料だ。確認のため、県へ公文書公開請求をして、ほとんど黒塗りではあったが告発文書の存在は確認ができた。

しかし、これまで市は、こうした資料の存在を認める発言は一切なく、公文書請求でも「不存在」とされてきた。今回、初めてその存在が明らかになった。重大なことだ。

まず弁護士から返還を求めて、公文書として市が保持されるよう求めたい。事実解明にも重要な内容と思われることから、プロジェクトチームでしっかり検証していただきたいがどうか。

答 市長

当該資料につきましては、庁内で聞き取りをしたところ市から弁護士に渡したとのことですので、顧問弁護士から返却をいただき市の公文書として保持し、プロジェクトチームの検証の対象といたします。

その他の質問

- 買い物困難者の現状と今後の対策を問う
- 高島市民病院の果たす役割について

吉里 浩恵 議員

特定空家の現状と今後の対策について

問 **今後の勧告・命令の方針について問う**

答 **周辺に危険が迫るような特定空家については、勧告・命令の措置や代執行も検討しなければならないと考えています**

問 **高島市の特定空家に対する現状認識と今後の対応方針について問う。**

答 **市民生活部長**

特定空家として、これまで29件を認定し、令和7年1月末時点で17件が除却に至っています。

除却に至っていない物件については、電話や再度の通知、所有者や相続人宅へ訪問するなど粘り強い働きかけを行った結果、現在解体を検討している所有者もいることから、これまで「勧告・命令」の措置をとらずに対応してきたところです。

問 **勧告・命令に至らない理由について問う。**

答 **市民生活部長**

除却に至っていない物件については、電話や再度の通知、所有者や相続人宅へ訪問するなど粘り強い働きかけを行った結果、現在解体を検討している所有者もいることから、区長等連絡会等の場で、空き家の活用に向けた市の取組みについて説明を行うなど、地域と連携した空き家対策を進めています。

集落内の管理不十分な空き家の情報については、区・自治会から市へ情報提供をいただき、所有者に対して適正管理を促しているところです。

今後は、空き家のさらなる増加が見込まれることから、区・自治会などから情報をいただきながら、活用可能な物件の掘り起こしに一層力を入れていきたいと考えています。

問 **今後の勧告・命令の方針について問う。**

答 **市民生活部長**

空き家の適正管理は所有者の責任で行うことが前提であることを踏まえ、まずは所有者への指導・助言の通知をさせていただきたいと考えています。特に周辺に危険が迫るような特定空家については、勧告・命令の措置や代執行も検討しなければならないと考えています。

問 **行政代執行の実施について問う。**

答 **市民生活部長**

行政代執行は県内でも例が少なく、費用の回収が難しいことや、所有者が放置していてもいずれ市による代執行で解体してもらえると期待されることにつながることなどから、市として積極的に行うことは考えていません。

問 **市民・自治会との連携、今後の方針について問う。**

答 **市民生活部長**

地域の生活環境に大きな影響を与える密接した問題であることから、区長等連絡会等の場で、空き家の活用に向けた市の取組みについて説明を行うなど、地域と連携した空き家対策を進めています。

集落内の管理不十分な空き家の情報については、区・自治会から市へ情報提供をいただき、所有者に対して適正管理を促しているところです。

今後は、空き家のさらなる増加が見込まれることから、区・自治会などから情報をいただきながら、活用可能な物件の掘り起こしに一層力を入れていきたいと考えています。

その他の質問

- 第2次高島市道路整備プログラムにおける消雪事業の現状と今後の予定について
- 「高島市未来へ誇れる環境保全条例」に基づく空き地の管理に関して課題と今後の計画について

廣部 真造 議員

地域公共交通の充実について

問 高島市地域公共交通利便増進実施計画の再考が必要ではないか

答 必要に応じまして計画の見直しも行ってまいりたいと考えております

問 地域ごとの実情やニーズに合わせ、運行方法と高島市地域公共交通利便増進実施計画の再考が必要ではないか。

答 都市整備部長

現在、市では、路線バス、コミュニティバス、市営バス、定時乗合タクシー、予約乗合タクシー、区域運行予約乗合タクシーにより市内全域をカバーし、運行をしております。

しかしながら、地域公共交通の現場では、運転士不足が全国的な課題となっており、運転士不足は更に深刻化しております。こうした状況は本市でも同様であり、路線維持が困難な状況になりつつありますことから、継続的に公共交通を維持していくことを目的に「高島市地域公共交通利便増進実施計画」を策定したところでございます。

また、地域の実情の一例としてお示しされました自宅からバス停までの距離の問題につきましては、特に高齢者や障がいのある方にとって負担となっており、「バス停まで歩けない」、「バス停から重い荷物を持って帰ることが困難である」といったお声があることも承知しております。

今後は、運行継続と利用者ニーズへの配慮を第一に、路線ごとの利用実態を分析したうえで、運行事業者とも協議をしながら、現行の運行方法を基本に効率的な運行手段による路線の再編などを検討し、必要に応じまして「高島市地域公共交通利便増進実施計画」の見直しも行ってまいりたいと考えております。

問 公共交通の利用ニーズは朝夕に集中し、日中は多くない。日中は小さな車両に置き換えて、細い道に入っていく路線を新たに設定することなど、具体的に今後検討してもらえるということでよいか。

答 都市整備部長

まず地域の実情や運転士不足の解消に向けては、利用者の利用実態を分析したうえで対応してまいります。現行の路線の中で、路線やバスの大きさの変更などの検討も含めてしていくことになると考えております。

その他の質問

- 独居高齢者宅など介護福祉現場における多頭飼育課題に関する市の見解を伺う

清水 大粋 議員

いちご農園補助金問題の概算払について

問 市は概算払請求書を受け取った際、事業者に対して資金計画の変更の有無や、資金状況の再確認を行ったのか

答 資金状況の確認については現時点では不明でありますが、資金計画などを確認し判断することは重要であり、今後はチェック機能を向上させていきたいと考えております

問 概算払請求書を市が受け取った時点で、市は事業者に対して資金計画の変更の有無および資金状況の再確認を行ったのか。

答 農林水産部長

資金状況の確認については現時点では不明でありますが、資金計画などの確認により、事業の実現可能性を含めた適格性を判断することが重要であり、今後、資金計画の変更および資金状況の再確認などを含めてチェック機能を向上させていきたいと考えております。

問 資金計画の確認は、具体的にどのような確認を行うのか。財務書類、借入金に関する契約書、借入金を確実に受領していることを証する書類等求めていく必要があると考えるがどうか。

答 農林水産部長

自己資金、あるいは借入している事実が証明できる書類の確認や提出、また最新の財務諸表および確定申告書の再提出を求めることで再発防止に繋がるものと考えております。

問 経理的基礎に関する書類に対する一定の知識を各職員が蓄え、あるいは経理的書類の審査に対する基本的な考え方や、審査のポイントなど押さえた簡単な説明書類や手引きが整備されるべきであると考えるがどうか。

答 総務部長

補助金、また補助金以外の事務の場合でも、財務諸表等の経理的な基礎に関する書類に対する知識を職員が蓄えスキルを高めていくということについては、組織力を向上させていくという面においても重要な視点であると認識をしているところです。

そうした中で審査の基本的な考え方やポイントなどをわかりやすく整理をしておくことについては、これも審査機能を高めるということの一つの効果的な方法であると思いますので、貴重なご意見としてお伺いをさせていただきます。

問 速やかにチェックリストを改訂すべきと考えるがどうか。

答 総務部長

審査精度を高めるといった観点等から改善していくことは非常に重要であるので、検討させていただきます。

その他の質問

・職員の資質向上及び公益通報制度について

磯部 亜希 議員

地域課題への取り組みについて行政ができることは何なのかについて

問 地域おこし協力隊を再検討し、起業型等募集内容を工夫して取り組んではどうか

答 効果的に地域おこし協力隊を活用できるよう、目的や募集内容等について検討していきたいと考えています

問 各住民自治協議会の地域での役割や現状はどうか。

答 市民生活部長

自治会運営のためのマニュアル作成、相談窓口の開設や、除雪のオペレータ不足に対応するための講習会の開催など、様々な形で支援されています。設立から3年余りが経過し、この新しい自治の仕組みの方向性が間違っていないことを確信しています。

問 地域おこし協力隊を再検討し、起業型等募集内容を工夫して取り組んではどうか。

答 市民生活部長

人口減少や少子高齢化が著しい本市において、地域力の維持強化のため、地域外から新たな人材の力をお借りする必要性は感じているので、効果的に地域おこし協力隊を活用できるよう、目的や募集内容等について検討していきたいと考えています。

問 移住定住施策の実績や移住者による地域への変化はどうか。

答 市民生活部長

移住件数は、令和3年度から3年間で「おためし暮らし」では4組11人、移住・定住コンシェルジュの窓口では、169件372人です。朽木地域へ移住された方は、家族で古民家宿を開業され、林業による地域活性化に取り組まれています。

問 法改正に伴う危険空き家の対応はどうしていくのか。

答 市民生活部長

「管理不全空家等」という区分が新設され、所有者に対して指導、勧告できることとなり、令和8年度の実態調査の際に「管理不全空家」を把握するため、令和7年度中に認定基準を定めたいと考えています。改正空家法により強化された内容を踏まえ次期空家等対策計画に具体的な施策を盛り込み、効果的な空き家対策に取り組んでいきます。

問 今後増加が見込まれる特定空家や管理不全空家に対応できるよう体制を強化すべきと考えるがどうか。

答 市民生活部長

限られた職員数の中、各支所との横の連携を密にし、市民生活部全体で協力体制をとり体制の強化を考えていきたいと思っています。

その他の質問

・子ども達が地域について考え、意見を出していくことが高島市の未来を拓いていくのではないか

井上 佳郎 議員

高島市職員の交通事故防止について

問 **交通事故防止研修について、どのような取り組みを行っているか**

答 **若年者交通事故防止研修や全職員を対象とした職員安全運転研修等を実施して、交通事故防止の取り組みを行っています**

問 **安全運転管理者および副安全運転管理者による道路交通法、高島市公用車運行管理規則に基づいた指導の実施状況について問う。**

答 **総務部長**

令和6年度では、運転前後の酒気帯びの有無の確認の徹底に加え、所属内での安全運転・事故防止の励行を中心に職員同士の声かけや情報共有を積極的に行い、事故・違反ゼロを目指して、無事故無違反運動への参加、前照灯早め点灯運動等について実施してきたところであります。また、公用車を運転する際には、時間に余裕を持った行動を心がけるよう指導するとともに、万が一事故が発生した場合は、事故状況を速やかに報告し、再び事故を起こさないよう分析の上、事故防止の啓発に努めているところでございます。

問 **ここ数年の交通事故件数の推移および交通事故防止の数値目標について問う。**

答 **総務部長**

公用車の事故件数の推移につきましては、令和元年度は19件、令和2年度は18件、令和3年度は11件、令和4年度は9件、令和5年度は13件、令和6年度については1月末現在で16件となっております。数値目標につきましては、もちろん毎年事故・違反ゼロを目指して取り組んでいるところでございますが、まずは前年度よりもその件数を減少させることとし実施しております。

問 **安全運転管理者・副安全運転管理者による公用車使用簿（仕業点検表、運転日誌）の記録からの交通安全指導状況について問う。**

答 **総務部長**

高島市においては、令和4年7月1日からアルコール検知器の使用を開始しており、運転手は公用車を運転する前後に、所属長から酒気帯びについて目視等での確認を受けることに加え、検知器での検査結果を報告し、公用車使用簿に酒気帯びの有無についての記録を行う取扱いとしているところです。

問 **交通事故防止研修について、どのような取り組みを行っているか。**

答 **総務部長**

若年者交通事故防止研修や全職員を対象とした職員安全運転研修等を実施して、交通事故防止の取り組みを行っています。

松木 純子 議員

学校の上履き見直しと「足育」について

問 上履きスリッパで避難することについて学校運営協議会委員や保護者の皆さんと情報共有してはどうか

答 今後見直しが行われる際には学校のニーズに応じた支援をしていきたいと考えております

問 靴を買い替えるタイミングの目安にするために、学校の身体測定時に足の計測を取り入れてみてはどうか。

答 教育指導部長

小中学校においての身体測定については、学校保健安全法施行規則に定められている検査の項目に従い測定しており、現在のところ検査項目に足の計測を追加する計画はありません。

問 学校独自の判断で足の計測を取り入れてみてはどうか。

答 教育指導部長

現在のところ身体測定時に足の計測を追加する計画はありません。足のサイズに適した靴を履くことについては、各学校から子どもたちや保護者の方に呼びかけが行われるよう働きかけていきたいと考えております。

問 地域では防災意識が高まってきていることから、学校において上履きスリッパで避難することについて学校運営協議会委員や保護者の皆さんと情報共有してはどうか。

答 危機管理監

上履きにスリッパを使用することについては、災害に備える上で必要最小限の措置を講じているものと認識をしております。今後見直しが行われる際には連携を図りつつ、学校のニーズに応じた支援をしていきたいと考えております。

問 足や爪の痛みやトラブル、靴の選び方、履き方に関して対応できるように足育サポートセンターを設けて足と靴の相談窓口を設定してはどうか。

答 健康福祉部長

現在、市には足に特化した相談窓口はありませんが、今後足育の視点を取り入れた健康づくりに取り組む中で、市民の皆様の関心の高まりを鑑みながら、相談窓口の設置について研究してまいりたいと考えております。

問 上履きと足育について市長の見解を伺う。

答 市長

足育の考え方は大変重要であると認識しており、市民の皆様に広めるなど、より一層推進していきたいと考えております。

学校においては、各学校現場や保護者様の思いが大切ですので、足育の考え方を広めていく中で、各学校への情報提供や取り組みへの助言を行いながら、広がっていくように後押しをしていきたいと考えております。

その他の質問

・メタセコイア並木周辺の交通安全と渋滞対策について

藍原　章 議員

帯状疱疹ワクチンの定期接種の実施について

問 接種される方の自己負担額について問う

答 接種費用の3割を自己負担いただくことになります

令和7年4月1日から帯状疱疹が予防接種法上のB類疾病に位置づけられ、ワクチン接種が定期接種となり、接種費用は、これまでの全額自己負担から3割負担に軽減となる。

問 接種される方の自己負担額について問う。

答 健康福祉部長

帯状疱疹ワクチン接種費用の3割を自己負担いただき、生ワクチンについては2,500円を、組換えワクチンは1回あたり6,400円となります。

問 所得が低い方の自己負担額について問う。

答 健康福祉部長

他の予防接種と同様に、生活保護受給者については、免除申請をすることで、無料で接種していただけます。

問 接種対象者の年齢区分と基礎疾患の有無について問う。

答 健康福祉部長

国が示す接種対象者は、65歳の方および60歳から64歳までの方で免疫機能の障害を有する方となっています。また、65歳を超える方については、5年間の経過措置として、70歳、75歳、80歳といった5歳年齢ごとの節目年齢の方が接種対象者となります。例えば、70歳の方は令和7年度の接種対象者となり、74歳の方は翌年度に75歳を迎え対象者となります。5年間で65歳以上の方全員が対象者になります。なお100歳以上の方については、令和7年度に限り全員の方が対象者となります。

問 ワクチン接種情報の周知について問う。

答 健康福祉部長

帯状疱疹のワクチン接種については、市のホームページで接種できる医療機関をはじめ、ワクチンの種類や効果、自己負担額等について周知を図ってまいります。また、広報たかしまでも、記事の掲載を予定しています。

問 接種対象者への個別通知について問う。

答 健康福祉部長

市の助成によるワクチン接種は、1度限りとなることから、65歳の方や節目の年齢の方が接種機会を逃すことがないよう、対象者にはハガキにより個別に案内を行います。

その他の質問

- **たかしま発酵のまちづくり構想について**

髙取 誠隆 議員

市のSNS含む広報戦略について

問 情報発信の具体的な目標（数値やターゲット）などを定めて計画を作成してはどうか

答 ターゲットを絞った情報発信も行っているところであり、より具体的な計画立案については、他市の状況も踏まえ研究してまいりたいと考えております

問 公式SNSの運用状況について問う。

答 政策部長

公式SNSとして4つのサービスを運用しており、配信頻度はインスタグラムが平日毎日の投稿、その他は随時投稿とし、イベント情報や市政に関するお知らせ、高島市の魅力的な写真や各部局で作成した動画などを発信しています。

問 課題をどのように捉えているのか。

答 政策部長

公式SNSをフォローいただいている方の年齢が、45歳以上の方が過半を占めており、44歳以下の若い方のフォロー数が少ないことが課題であると捉えております。

問 この課題について今後の取り組みについて問う。

答 政策部長

若い方に興味を抱いていただくコンテンツの発信が必要であり、これまでの取り組みとして、YouTuberに依頼して発信している事例もありましたが、費用対効果の課題もありますので、その点も含め、調査研究に努めております。

問 若年層向けに別のアカウントを開設するなど、費用が掛からない方法もあるのではないか。

答 政策部長

新しいアカウントを作るということも含め研究に努めたいと思います。

問 今後のSNS運用方針と広報戦略の方向性について問う。

答 政策部長

ホームページを基幹として、SNSなどの情報発信ツールとも連携し、今後も市の魅力や情報の積極的な発信に努めてまいります。

また、高齢化率が県内トップである本市において、広報誌などの印刷メディアによる情報発信も引き続き行ってまいります。

問 情報発信の具体的な目標（数値やターゲット）などを定めて計画を作成してはどうか。

答 政策部長

現状としては、移住定住や関係人口の増加を目指し『高島縁人』というLINEの展開、ふるさと納税の専用のインスタグラムの運用など、ターゲットを絞った情報発信も行っています。

より具体的な発信対象にかかる計画立案については、他市の状況も踏まえ研究してまいりたいと考えております。

吉見　大 議員

高島市における協働の位置付けと今後の展望及び市民協働交流センターの在り方について

問 市民協働の現状と課題は

答 市民活動団体の活動の継承が進まず、市民協働の土台に大きな影響が生じており、新たに活動に取り組む市民の掘り起こしが進んでいない状況です

問 市民協働の現状と課題について問う。

答 市民生活部長

急速な人口減少・少子高齢化の進行により、市民活動団体の高齢化や担い手不足を要因に活動の継承が進まず、市民協働の土台に大きな影響が生じています。また市民協働に対する理解が広がらず、新たに活動に取り組む市民の掘り起こしが進んでいない状況にあると認識しています。

問 市民が自発的に協働活動を行える環境を整えるための具体的な方策について問う。

答 市民生活部長

第2次指針のめざす方向性である協働の裾野が広がるよう、さまざまな協働活動の情報や協働に触れる機会の提供、活動を始めるための相談窓口の設置、まちづくり活動に必要な人材のマッチング支援などを行っていきたいと考えています。

問 市民協働をどう根付かせ、どう職員や課に浸透させていくのか。

答 市民生活部長

新規採用職員を対象に市民協働の意義や必要性の研修を行っています。また市民協働の視点をもった政策立案をするよう職員への意識啓発を行うとともに、事業の実施計画や実績評価において、市民協働による取り組み状況を確認する仕組みづくりを検討したいと考えています。

問 市民協働交流センターの現状と課題について、また中間支援組織としての役割と今後の展望について問う。

答 市民生活部長

相談に来られる市民や団体が固定化されている状況が見受けられます。相談に来られるのを待つのではなく、活動している団体を訪問し、その団体の課題や必要な支援を把握しながら、活動がより広がっていくためのアドバイスをするといった、伴走型の支援を行っていく必要があると考えています。また、相談支援を行うためには交流センターの人材育成も必要と考えており、多くの事例を経験することや他の中間支援組織との交流を通じた人材のスキルアップにも取り組む必要があると考えています。

総　務
常任委員会
委員長 森脇　徹

議第1号　財産の処分につき議決を求めることについて

今年度末に用途廃止する「朽木惣田集会所」について、適切な維持管理を図り、地域住民の自主的なコミュニティ活動の場として引き続き活用を図るため、地元の荒川惣田区に譲与することにつき、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

議第3号　高島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

令和6年8月の人事院勧告を踏まえ、市職員の地域手当の創設のほか、給料表、その他手当の改定および刑法等の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行うもの。

採決の結果

いずれも「賛成全員」で**「可決すべきもの」**と決定しました。

このほか、付託された6議案についても、「賛成全員」で**「可決すべきもの」**と決定しました。

請願第1号　「饗庭野演習場の機能を越える実弾射撃訓練の中止を求める意見書」の提出を求める請願書

2月3日に饗庭野演習場で実施された実弾射撃訓練において、一発の着弾が確認できない旨が発表され、直後から捜索活動が行われているものの、いまだ不明弾の発見に至っていない問題について、過去にも5度も訓練中での事故が発生しており、再発防止策を打ち出し訓練を再開するが効果がなく、事故が繰り返されていることから、議会として饗庭野演習場の機能を越える実弾射撃訓練の中止を求める意見書の提出を求めるもの。

採決の結果

「賛成者なし」で**「不採択とすべきもの」**と決定しました。

本会議での討論

請願第1号　「饗庭野演習場の機能を越える実弾射撃訓練の中止を求める意見書」の提出を求める請願書

賛成　**福井 節子 議員**

饗庭野演習場では、射程距離20㎞以上とされる155㎜榴弾砲が、演習場外で不明弾に。大事故につながる事案が、今回で5回目の異常事態だ。東西6㎞の演習場で「機能を越える実弾訓練の中止」を求めての請願だ。

反対　**磯部 亜希 議員**

市民の安心安全が脅かされたことは誠に遺憾であるが、請願書の中で齟齬があり、饗庭野演習場の機能を越えるとはどこまでのものかが不明確。事故調査委員会での結果を踏まえて適切な判断を下していく必要がある。

産業建設
常任委員会
委員長 藍原　章

議第2号　市道路線の認定につき議決を求めることについて

県道安井川五番領線の整備により、滋賀県から移管される旧県道区間を「川原市新道2号線」と「十八川6号線」として市道認定するため、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

議第10号　高島市公有林野官行造林条例を廃止する条例案

公有林野等官行造林法により、昭和31年9月10日付けで国と契約した公有林野等官行造林契約を令和7年1月31日をもって解除したことから、条例の目的を終えたものとして廃止するもの。

採決の結果

いずれも「賛成全員」で**「可決すべきもの」**と決定しました。

文教福祉
常任委員会
委員長 是永　宙

議第8号　高島市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

令和6年11月29日公布の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令および令和7年1月31日公布の子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令により、家庭的保育事業者等の連携施設経過措置の延長等が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

議第9号　高島市児童発達支援施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

高島市児童発達支援施設利用者の申請手続き等利用者負担の軽減を図るため、所要の改正を行うもの。

議第19号　損害賠償の額を定め、和解することにつき議決を求めることについて

令和6年1月7日に発生した、高島B&G海洋センターの温水プールの加温装置であるヒートポンプチラーの異常停止により営業停止し、相手方が被った損害の賠償を求めたことについて、損害賠償の額を定め、和解することについて、議決を求めるもの。

採決の結果

いずれも「賛成全員」で**「可決すべきもの」**と決定しました。

予　算
常任委員会
委員長 磯部 亜希

令和7年度の一般会計当初予算は

令和7年度当初予算については、今城市長の就任が予算編成時期と重なったことから、人件費や社会保障費などの義務的経費を中心とした「骨格予算」となりました。

このため、当初予算の内容は人件費や扶助費、公債費の義務的経費、施設の維持管理や経常的な補助費等の一般行政経費、その他すでに債務負担行為を設定した事業費や継続事業費等であり、政策的な判断が必要な事業等については、補正予算において追加され本格予算となります。

当初予算における一般会計の予算総額は313億4000万円となりました。予算規模は、昨年度と比較し21億8000万円の減となります。

主な歳出

○びわ湖高島えんむすび事業

新たな自主財源の確保、市内特産品振興や返礼品を通じた市の魅力発信による関係人口の開拓等を目的とし、ふるさと納税「びわ湖高島えんむすび」事業に取り組みます。

○福祉医療事業

社会的、経済的に弱い立場にある乳幼児、子ども、障がい者、ひとり親家庭の親子などが医療を受けるときに支払う医療保険の一部を助成します。また、引き続き小中学生に加え高校生世代の医療費の自己負担分を全額助成します。

○特定教育施設・保育施設入所事務

令和元年10月から始まった幼児教育・保育無償化に合わせて、市単独施策として国の無償化の対象とならない課税世帯の乳幼児（0歳～2歳）の保育料を無償化し、完全無償化を継続して行います。

また、私立園が行う特定教育・保育施設および特定地域型保育事業に対し施設型給付費を支給します。

○予防接種事業
予防接種法に基づく定期予防接種を行います。今年度から新たに帯状疱疹ワクチンが定期接種の対象になります。

○新ごみ処理施設整備事業
新ごみ処理施設整備にかかる事業者選定および各種設計・調査等を行います。

【主な事業内容】
- 事業者選定委員会運営支援業務
- 造成設計業務
- 搬入道路測量設計調査業務
- 技術支援業務
- 地域振興事業交付金

○消防施設整備事業
消防本部の中枢機構部門の役割を果たす高機能消防通信指令システムを更新することにより、火災・救助・救急等をはじめとする各種消防業務における通信連絡体制を迅速に処理して消防活動の効果的運用を図り、市民の生命・財産を保護します。
また、老朽化した消防本部の救急車と消防団のポンプ自動車を更新します。

○ICT教育機器整備事業
教育ICT環境の適正な運用と維持管理を図るとともに、デジタル教材を活用した授業改善等により、学びの質の向上を図ります。また、現行システムの保守管理を引き続き行うとともに、次期システムの稼働に向けて学習用タブレット端末の更新、校務支援システムのクラウド化、校務用ネットワーク機器等の更新と高速化などを行います。

○国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催準備事業
令和7年に滋賀県で開催される第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会に向けて、関係団体等と連携を図り、安全かつ円滑に開催できるよう、準備を進めます。

令和6年度の補正予算は

各事業費の精算見込みによる精査のほか、低所得者支援給付金給付事業、地域総合整備資金貸付事業、中学校大規模改造事業などを計上します。

採決の結果
付託された14議案は、いずれも**「可決すべきもの」**と決定しました。

本会議での討論

議第12号　令和7年度高島市一般会計予算案

反対　福井 節子 議員
いちご農園問題は弁護士を2名体制にし、返還金の請求や刑事告訴への対応は評価するが、前市政のもとで進めてきた新ごみ処理施設整備事業や、マキノ小学校新築統廃合と市立図書館併設、小・中学校併設は住民合意がない。

賛成　髙木 広和 議員
新市長就任からの期間が短く、骨格予算として編成されたもので、社会保障費などの義務的経費など新年度に直ちに必要な経費や、これまで重点施策として取り組んできた子育て支援に引き続き取り組む予算であり、市民生活に真に必要な経費が計上されている。

議第13号　令和7年度高島市国民健康保険特別会計予算案

反対　森脇 徹 議員
令和9年度に県納付金をなくし県国保料統一の方針だが、高齢化と医療の高度化、医師不足等による医療の供給や圏域の南高北低課題が解決する訳ではない。取得率67％、利用率32％のマイナ保険証への移行は、皆保険を揺るがすものだ。

賛成　是永 宙 議員
現在、国民健康保険は、県が財政運営の責任主体となり、各市町の負担能力に応じて按分する方式をとっている。本市の国民健康保険は、こうした制度に助けられ、安定した運営を続けることができている。

議第14号　令和7年度高島市後期高齢者医療事業特別会計予算案

反対　森脇 徹 議員
原則1割負担に対し、3割・2割負担区分を新設し、上限3千円の緩和措置制度も7年9月末で終了する。紙保険証を廃止しマイナ保険証へ移行するが、取得率63％利用率27％に留まる。物価高騰の折り、負担軽減施策こそ必要だ。

賛成　髙木 広和 議員
後期高齢者医療保険は、県内全ての市町が加入する広域連合を組織として安定した運営が行われている。今後も、健康寿命延伸のための施策を進められるとともに、高齢者の皆さんが安心して医療を受けられる制度として継続されることを期待する。

令和７年第１回臨時会 議案審議結果一覧（全員賛成分）

	案件名		結果
人事	同意第１号	高島市監査委員の選任につき同意を求めることについて	同意

令和７年３月定例会 議案審議結果一覧（全員賛成分）

	案件名		結果
人事	同意第２号	高島市監査委員の選任につき同意を求めることについて	同意
	同意第３号	高島市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	同意
	同意第４号	高島市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	同意
議決	議第１号	財産の処分につき議決を求めることについて（朽木惣田集会所）	原案可決
	議第２号	市道路線の認定につき議決を求めることについて	原案可決
	議第19号	損害賠償の額を定め、和解することにつき議決を求めることについて	原案可決
条例	議第３号	高島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案	原案可決
	議第４号	高島市税条例の一部を改正する条例案 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の公布に伴い、引用条項にずれが生じたことから、所要の改正を行うもの。	原案可決
	議第５号	高島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が令和６年12月27日に公布され、退職した消防団員に支払う消防団員退職報償金の勤務年数区分の追加および刑法等の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行うもの。	原案可決
	議第６号	高島市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の公布に伴い、引用条項にずれが生じたことから、所要の改正を行うもの。	原案可決
	議第７号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案 令和４年に公布された刑法等の一部を改正する法律において、懲役および禁錮を廃止し、拘禁刑を創設する改正がなされ、令和７年６月１日から施行されることに伴い、関係する条例について、所要の改正を行うもの。	原案可決
	議第８号	高島市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	原案可決
	議第９号	高島市児童発達支援施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案	原案可決
	議第10号	高島市公有林野官行造林条例を廃止する条例案	原案可決
	議第20号	高島市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令において規定する非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの。	原案可決
予算	議第11号	令和６年度高島市一般会計補正予算（第７号）案	原案可決
	議第15号	令和７年度高島市介護保険事業特別会計予算案	原案可決
	議第16号	令和７年度高島市水道事業会計予算案	原案可決
	議第17号	令和７年度高島市下水道事業会計予算案	原案可決
	議第18号	令和７年度高島市病院事業会計予算案	原案可決
	議第21号	令和６年度高島市一般会計補正予算（第８号）案	原案可決
	議第22号	令和６年度高島市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）案	原案可決
	議第23号	令和６年度高島市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）案	原案可決
	議第24号	令和６年度高島市介護保険事業特別会計補正予算（第４号）案	原案可決
	議第25号	令和６年度高島市下水道事業会計補正予算（第３号）案	原案可決
	議第26号	令和６年度高島市病院事業会計補正予算（第３号）案	原案可決

案件名			結果
発議	発議第２号	高島市議会委員会条例の一部を改正する条例案	原案可決
	発議第３号	高島市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案	原案可決
	発議第４号	高島市議会会議規則の一部を改正する規則案	原案可決
意見書	意見書第1号	饗庭野演習場における弾着不明事案にかかる原因究明および再発防止対策等の徹底を求める意見書案	原案可決

令和７年３月定例会 審議結果一覧（賛否が分かれた案件）

○…賛成　●…反対　－…議長職務　　【会派の名称】共産党→日本共産党高島市議団　公明会→高島公明会

会派名			市民クラブすばる						共産党		真志会		公明会	無所属				
案件		結果	髙木広和	是永宙	藤田昭	井上佳郎	松木純子	清水大粋	福井節子	森脇徹	磯部亜希	澤本長俊	藍原章	廣部真造	吉里浩恵	吉見大	髙取誠隆	河越安実治
議第12号	令和７年度高島市一般会計予算案	原案可決	○	○	○	○	●	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	－
議第13号	令和７年度高島市国民健康保険特別会計予算案	原案可決	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	－
議第14号	令和７年度高島市後期高齢者医療事業特別会計予算案	原案可決	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	－
請願第1号	「饗庭野演習場の機能を越える実弾射撃訓練の中止を求める意見書」の提出を求める請願書	不採択	●	○	●	○	○	●	○	○	●	●	●	●	●	●	●	－

※河越 安実治 議員は、議長のため採決に加わらない。

饗庭野演習場における弾着不明事案にかかる原因究明および再発防止対策等の徹底を求める意見書を可決しました

令和７年２月３日に陸上自衛隊第13旅団第８普通科連隊が実施していた総合戦闘射撃訓練において、中部方面特科連隊第３大隊が155mm榴弾砲FH70の実弾射撃訓練を実施中のところ、発射された１発の弾着が不明となった事案が発生した。

本市内では、平成27年７月の重機関銃跳弾事故の発生以降、平成30年11月に81mm迫撃砲の弾着事故、令和元年９月に81mm迫撃砲を用いたIR照明弾のパラシュート等の演習場外への落下、また、令和３年６月に120mm迫撃砲の演習場外に弾着する事案が立て続けに発生し、その際にも事案の再発防止に向け、徹底した安全対策が講じられるように強く要望してきたにもかかわらず、この10年間で５度もこのような事案が発生し、市民の安心安全が再び脅かされたことは、極めて遺憾である。

本市と自衛隊は、永年に渡り共存共栄の関係を築いてきたが、残念ながら信頼関係の維持が困難になることが再び危惧される事態となった。

よって、国においては、早急に不明弾の発見と危険の回避、本事案の原因を徹底究明した後、再発防止に向けて万全の措置を講じるとともに、市民の不安を払拭するための安心安全な運用の徹底を強く求める。

以上の内容を可決し、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、防衛大臣あてに提出しました。

高島市議会だより
No.99 2025.4.25

今回の表紙写真

議会だよりに関するご意見・ご感想をお待ちしております。（議会事務局：25－8140）

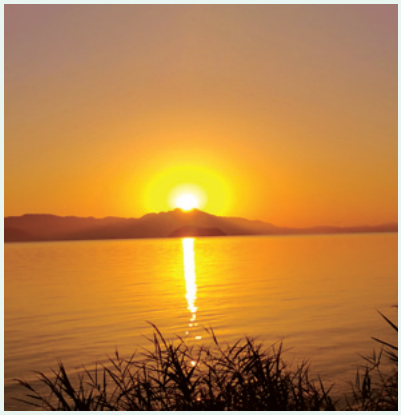

レイライン御来光の道（北仰浜湖岸）

毎年、春分の日と秋分の日に同じ緯度から太陽が昇りそして沈む光の道筋をレイラインと呼びます。

レイラインは東側から玉前神社→富士山→滋賀県では霊峰伊吹山→信仰の島竹生島さらに高島市では川上祭り馬場→日置前王塚古墳が、更に西側に大山→出雲大社と名だたるパワースポットがレイライン上に位置します。

撮影地の北仰浜湖岸は天候が良ければ、県外からも湖岸に映る光の道や伊吹山のご来光を仰ぐ為、沢山の方が訪れます。

（議会広報広聴委員会　藍原 章・井上 佳郎）

令和7年　6月定例会

6月	2日	月	10:00	【本会議】6月定例会開会
	11日	水	10:00	【本会議】一般質問（個人）
	12日	木	10:00	
	13日	金	10:00	
	17日	火	10:00	総務常任委員会
	18日	水	10:00	文教福祉常任委員会
	19日	木	10:00	産業建設常任委員会
	23日	月	10:00	予算常任委員会
	27日	金	10:00	【本会議】6月定例会最終日

上記日程は、変更する場合があります。

ミテミテ市議会

議会のインターネット中継をご覧いただけます！

本会議・予算常任委員会の模様をインターネットでライブ配信（生中継）・録画配信しています。スマートフォン・タブレット端末からもご覧いただけます。　高島市議会のホームページからアクセスできますので、ぜひ一度、議会の様子をご覧ください。

高島市議会

キテキテ市議会

本会議・常任委員会は、原則一般公開しています。ぜひ、お気軽に傍聴にお越しください。

編集後記

議会広報広聴委員会
委員長　磯部　亜希

新メンバーによる議会がスタートをきりました。強い思いのもと力の入った一般質問や、各常任委員会等での審議が行われました。高島市は少子高齢化や財政面等厳しい状況ではありますが、改善する点の見直しのみではなく、成果が出ている事柄などのプラス面にも目を向け、議会と行政が両輪となり施策に磨きをかけていくことも大切だと思います。

私たちは、議会の状況をわかりやすくお伝えしていけるように努めるとともに、議会報告会で意見交換を行い、市政に生かせるようにと議論を進めていますので、この1年、よろしくお願いいたします。

発行責任者／高島市議会議長　河越 安実治　編集／議会広報広聴委員会
〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番地
電話／25-8140　FAX／25-8146

VEGETABLE OIL INK
自然にやさしい
大豆インキを使用しています